

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一七年十一月七日法律第一一三号)

一、提案理由(平成一七年一〇月一八日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

まず第一に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十五日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり平成十七年度の給与改定を行うとともに、平成十八年度から給与構造の抜本的な改革を実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、すべての俸給表のすべての俸給月額を改定することとしております。また、俸給表の級構成及び号俸構成を改めること等としております。

第二に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千円に引き下げることとしております。

第三に、勤勉手当の支給割合を年間〇・〇五月分、期末特別手当の支給割合を年間〇・〇五月分それぞれ引き上げること等としております。

第四に、職員の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前一年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸とすること等としております。

第五に、新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の級地に応じて定める割合を乗じて得た額を支給すること等としております。

第六に、初任給調整手当及び非常勤の委員等に支給する手当を人事院勧告どおり改定するとともに、暫定筑波研究学園都市移転手当を廃止することとしております。

このほか、任期付研究員法及び任期付職員法について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一七年一〇月二一日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告どおり給与改定を実施しようとするもので、まず、平成十七年度の改定として、すべての俸給表の俸給月額及び扶養手当等を引き下げ、十二月期の勤勉手当の引き上げ等を行おうとするものであります。

また、平成十八年度から、給与構造の抜本的な改革を行うため、すべての俸給表の俸給月額を引き下げるとともに、俸給表の級構成及び号俸構成並びに昇給制度を改定し、また、新たに地域手当を設けようとするものであります。

……………（略）……………

以上の各案は、去る十月五日日本委員会に付託され、同月十八日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十日一括して質疑を行い、討論、採決の結果、各案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、公務員制度改革に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一七年一〇月二〇日）

政府は、公務員制度改革が喫緊の課題となっていることにかんがみ、次の事項について配慮すべきである。

- 一 公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得よう最大限努力すること。
- 二 公務員総人件費の規模の見直しを検討するにあたっては、財政的見地のみならず、地方分権の推進や少子高齢化の進展などの情勢変化に対応した国・地方の公共サービスの適切な役割分担、公務労働の適切な配置について広く国民的議論を行うよう努めること。

右決議する。

三、参議院総務委員長報告（平成一七年一〇月二八日）

木村仁君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当等の額の改定、昇給制度の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、公務員給与に対する批判と総人件費抑制についての考え方、実効的で公正な勤務実績評価のための具体策、外務公務員に支給される在勤手当の在り方、労働基本権付与に向けての検討の必要性、全俸給月額

の引下げと地域手当新設の妥当性、人事院の中立公正性及び独立性の維持等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、一般職職員給与法改正案及び国家公務員退職手当法改正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、三法案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。